

法務省民二第378号
平成27年9月8日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿
(千葉及び岐阜以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については、平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において、本通達の別紙の3及び8については本年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが、当該登記所ごとに別に定める日（本年10月分）については、下記のとおりとされましたので、通知します。

記

- 1 平成27年10月5日（月）
岐阜地方法務局
同 高山支局
同 美濃加茂支局
- 2 平成27年10月13日（火）
千葉地方法務局
同 館山支局
同 市原出張所
同 いすみ出張所
岐阜地方法務局 八幡支局
同 大垣支局



同 多治見支局
同 中津川支局